令和７年５月期　和泊町農業委員会定例総会議事録

１．開催場所：和泊町役場　議会議場　令和７年５月 23 日(金)　　午前９時 00 分～

２．出 席 者：
農業委員(13 名)
野村会長　加納委員　大福委員　大里委員　松田委員　三島委員　今井委員　東委員
榮委員　山田(兼)委員　皆吉委員　村山委員　川畑委員

欠 席 者：
山田(定)委員

３．議事日程
（１）議案第 ６号　農用地利用計画変更に関する承認について
（２）議案第 ７号　農地法第３条の規定による許可について
（３）議案第 ８号　農地法第４条の規定による許可について
（４）議案第 ９号　農地法第５条の規定による許可について
（５）議案第 10 号　農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条第３項の規定による農用地利用推進計画（案）に対する意見について
（６）議案第 11 号　農地のあっ旋申出の受理及びあっ旋委員の選任について
（７）議案第 12 号　非農地証明書の発行について

４．報告
（１） 合意解約に関する報告について
（２） 農地法第３条の３第１項の規定（相続）による報告
（３） 公有財産等評価審議会委員の変更

５．その他
（１）次期総会について
日　　時：６月 23 日（月）午前９時～
場　　所：和泊町議会議場（役場２階）
議案締切り：６月 13 日（金）
現 地 確 認：６月 16 日（月）午後 1 時 30 分～
議 案 発 送：６月 19 日（木）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　先田 資秀　　事務局主査　三島 いずみ
事務局主査　先山 照子　制作者 辻井　理恵

○先田局長

おはようございます。会に入る前に議案の修正がありますので，ちょっと修正をお願いします。会次第の，議事録署名の承認についてということで，先月のものがそのまま入っていました。申し訳ないです。今月は榮末雄委員と，山田兼正委員です。修正したものについては，改めて，またロゴチャットの方で共有したいと思います。もう少しありますので，次お願いします。

○三島主査

おはようございます。修正が何点かあります。28 ページ。議案第 10 号の農用地利用集積促進計画の公告についての申請番号４番です。備考欄に，あっせん委員が川間委員となっておりますが，新里委員に訂正をお願いします。40 ページです。議案第 11 号，売りのあっせんについて。整理番号１番の国頭芭蕉俣〇〇は畑かん有です。整理番号２番はすべて畑かん有となります。訂正をお願いします。タブレットの方はまた修正したものをデータで送らせていただきます。以上です。

○先田局長

おはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。

本日の出席人数は 13 名。定足数に達しておりますので，本日の総会は成立します。

それではただいまより，令和７年度，令和７年５月期和泊町農業委員会定例会を開催します。はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

皆さんおはようございます。２，３日前に鹿児島へ局長と２人で出張行ってきたのですけど，その中でどうして公社１本にしたのかというのが，契約の期限も長いし解約も長いと，そういう不満というのは各地区から結構出ていました。その中で，うちではなくてその地区の人で，何で公社１本にするかと結構もめるということもあるみたいですので，我々はあまり聞いてないのだけど，もしあったらもうこれは法で決まったことだからどうしようもないですと伝えてください。以上です。

○先田局長

はい。ありがとうございます。それでは，和泊町農業委員会総会会議規則第５条により，議長は会長が務めることとなっておりますので，会長にお願いしたいと思います。

○野村会長

はい。それでは進めていきたいと思います。

議案の第６号農用地利用計画変更に関する承認について。農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の規定による農用地利用計画変更についての申し出を受理したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○先山主査

はい。おはようございます。説明いたします。こちらの件は，３月の定例総会の時に，農振除外で１回上がってきたのですが，その時は，変更の理由が一般住宅で申請してきたのですが，面積的に 627 ㎡という面積が，鹿児島県は転用するにあたって一般住宅は 500 ㎡未満となっております。今後転用になりますので，そうすると面積をオーバーしており，本人は農家でもありますので，農家住宅で再度平面図共に変更して，申請してきております。皆さん，お手元の方に事業計画書及び平面図，変更した部分が上がっております。

それでは議案の方読ませていただきます。整理番号１，計画変更除外です。玉城字前田原〇〇。畑。627 ㎡，自作地。こちらはじゃがいもを耕作していた畑です。申請人が

玉城字の〇〇氏。変更または譲渡理由は，農家住宅となります。事業計画書の方で，所有している土地のうち農家住宅用地として適正な為という形で申請を変更してあげていただきました。あと変わったところがですね，３番，上から３番目の土地利用計画というところの用途が資材置き場ということで，トラクターと管理機，サンテナの置き場をプラスした変更になります。４ページ目に平面図がありますので，前回は住宅だけの平面図面でしたが，左側の方に農機具置き場ということで，面積的に 30 ㎡の除外，そちらの方に設置するということです。こちらの方は地域計画の変更もスムーズに進みまして，変更決定公告も行われましたので，この後，皆さんの承認を得ましたら，大島支庁と事前協議を進めたいと思っています。審議のほどよろしくお願いします。

〇野村会長

はい。何か質問ありますか。なければ承認をすることに賛成ですか。挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。賛成多数ですので，承認したいと思います。

はい。次に行きます。

議案の第７号，農業，農地法第３条の規定による許可について，農地を第３条の規定による許可申請書を受理したので，次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

〇先田局長

申請番号１番，有償による所有権の移転になります。畑の所在地が国頭黒瀬〇〇。畑。農振農用地になります。面積が 2,031 ㎡。１筆です。渡し人が国頭字の〇〇氏，受け人が喜美留字の〇〇氏になります。農業委員によるあっせんです。経営規模拡大ということです。調査員が今井委員になります。

申請番号２番，有償による所有権の移転になります。畑の所在が国頭宇宗〇〇。畑。農振農用地になります。面積が 1,224 ㎡。他に２筆。合計３筆。2,934 ㎡。渡し人が国頭字の〇〇氏，受け人が喜美留字の〇〇氏になります。農業委員によるあっせんです。経営規模の拡大ということです。調査員が今井委員となります。以上２件の申請は農地法第３条第２項各号に該当しないと思われるため，許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をお願いいたします。

〇野村会長

はい。今井委員。

〇今井委員

では，申請番号１番の売買について説明させていただきます。まず，渡し人の〇〇氏の畑は令和４年の 10 月に売りのあっせんの出ている畑でした。売買の契約によると，令和５年には売買の契約は終わっていたのですが，受け人の〇〇氏の方が申請を忘れていたということで，今の３条の申請になっております。受け人〇〇氏の方は現在 34 歳，株式会社〇〇の構成員となっています。農業機械については，トラック，ユニック，トラクター，ポテトハーベスター，ドローンなど，農業機械についてはもう滞りなくほぼ完璧なまでにそろっているという感じです。家族４人でマンゴーとじゃがいもを栽培しています。経営規模拡大のための農地の取得，所有権の移転となっています。地図を見てもらったらわかるのですけど，三角の部分。雑種地になっているのですが，現在のところ，そこが入口になっていまして。そちらも今この所有者である渡し人の〇〇氏の原野となっているので，ここ，受け人の〇〇氏の方に移らないと，入口がなくなってしまうのかなって思っています。

事務局の方にも少しお願いなのですが。あっせんの申し出とかが出てきたときに，地図を確認して，農地の確認をしていただくわけにはいかないのでしょうか。結局これは原野なので，農業委員があっせんということにはならないのですけど，もしかするとその持ち主も買われる方もわかっていない場合があって，もし登記簿上，名義を変更するとなると，渡し人の〇〇氏の畑だけは，渡し人の〇〇氏のままで，私は売買をしてしまうことになってしまうので，知らなかったからいいでしょうで通用することなのかなと思って，もしあっせんとかが出てきた場合，畑の所在をちょっと確認してここ現在１筆ですけど，筆数にしたら２筆ありますよとか，そういうお話はできないのかなって思っています。

すいません先に，申請番号２番の説明をさせていただきます。受け人の〇〇氏は申請番号１番の受け人〇〇氏と同じなので，農業を経営していくには全然問題ないのですけど，この畑見ていただいたらちょっとわかるのですが。１筆の方に倉庫が建っています。この渡し人の〇〇氏の倉庫なのですが，200 ㎡を下回る農業用の施設であるということと判断をして，畑の方の面積が広かったので，畑の方の売買とさせていただきました。以上です。審議の方よろしくお願いします。

〇先山主査

説明いたします。申請番号２番のですね，登記簿上は，その倉庫の建っているところは分筆しておりませんので，１筆です。こちらの議案の方に上がってきているのは，枝番の横に孫番ってついていますよね。１と２って，これは税務課が課税するための区分なのです。そのためにすいませんそういうふうに２つに分かれて台帳上はなっておりますが，実際は１筆で今回あっせんが上がってきているのは，耕作目的農地が耕作する部分がありますので，それであっせんできるのではないかなというふうに判断しております。

〇野村会長

それで，申請番号１番の原野については。

〇先山主査

申請番号１番の原野は実際，現況は畑ですか。

〇今井委員

畑の入口右側の方は。木が生い茂ってはいるのですけど。ほぼ畑になっています。はっきりあそこが入口なので，そこから。あの部分すべてが原野ではないです。

〇野村会長

できれば両方一緒に売買したいということですよね。

〇今井委員

〇〇氏の方にはまだ確認を取ってないので，自分の原野として残すと言われたら，買った〇〇氏は別に出入口を作らないといけなくなると思います。なので，この総会終わりましたら，売り手の〇〇氏と買い手の〇〇氏の方にもう一度確認に行くつもりです。

〇野村会長

確認して〇〇氏が売りたいという事になれば〇〇氏はその方がいいってことだよね。

〇今井委員

そうしかならないかと思います。はい。しかし原野なので，農業委員は関わることはできないかと思うので，もうそこは本人同士かなと思うのですけど。現況が畑であった

場合はどうなるのですか。

○野村会長
　現況畑だったらいけると思いますよ。登記上，原野で，現況畑だったら別にいいのではないですか。いいと思いますけど。

○今井委員
　でもこれ，すべてが畑ではなくて原野の部分も残っているわけで，それを私は，面積をどのようにして出せばいいんですか。本人たちは１枚だと思っての申請だったと思います。持ち主も。

○先山主査
　畑として１筆使っているのですよね。測ったわけでもないし。畑として使っているのであれば問題ないかと思うのですけど，ここが農振地域に入っているかということが問題です。農振農用地であればあっせんしても問題ないのです。

○村山委員
　もしそれが成立し，登記した時にどうしてもなりますよね。そこのところはやっぱりきちんと方向性っていうのを決めていったほうがいのではないですか。確認っていうのですか。そこはしなくちゃいけないと思うのですけど，どうでしょうそこら辺りは。

○野村会長
　原野であっても，現況が畑であれば，農業委員会が取り扱いしても別には問題ないと思いますが。原野のうちの半分を畑として使っているとか，ほとんど畑で使っている畑の分だけ農業委員会が扱ったら，向こうは残ってしまうということだよね。そういう場合は別にしてもいいのではないですか。それで，○○㎡と○○㎡，幾らかの畝１枚で使っているわけだから，これで幾らです。あとの原野はどうするかを載せればいいと思います。登記するときは別々になると思いますが，いいと思います。

○川畑委員
　多分この，値段設定の部分も，買う方の○○氏はそれも全部含めてこの値段でという感じになっていると思うので。それで，この会でOKだったら大丈夫っていうことですよね。そう思いますけどね。

○野村会長
　他の皆さんどうですか。今の説明というか，意見で。許可を出してどうですか。

○川畑委員
　もう一つ，今井委員が言ったのは，事務局がそのあっせんを受けた時点でやっぱり地図の確認をしてこういうことがあるので，それの部分をきちっと申請者にも伝えてもしくはあっせんする農業委員の方にも伝えて欲しいということで,それは可能ですか。

○三島主査
　可能です。他にも１つの畑だと思っていたが，いくつかに分かれている事例がありましたので，確認しながらやりましょうというふうに事務局の方でも話をしていたところでした。地図を確認してあっせんを受けて，ご本人さんとも話して他にも土地ありますよ，１筆ではないですよという話をしてしながら進めていく方向でいきたいと思います。

○野村会長

そういうことですので，許可することの採決を取りたいと思います。他に意見はないですね。許可をすることに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。賛成多数ですので，許可したいと思います。

それでは次にいきます。議案の第８号，農地法第４条の規定による許可について，農地法第４条の規定による許可申請書を受理したので，次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

はい。４条の申請ですが，先月の総会で地域計画の変更について経済課名越係長の方から説明していただいたところです。それの変更の公告が出ましたので，改めまして，申請が上がってきました。申請者が，手々知名字の○○氏。地図の黄色の部分になります。左側と上の方に既存の牛舎がありまして，その下に今，資材置き場というか，草置き場と，あとキクの圃場になっていますが，そちらを草の置き場を作りたいということで，申請が上がってきています。申請者○○氏については現在，生産牛が 60 頭，分娩牛が５頭，育成 16 頭，子牛 23 頭であるということで，大量の乾燥飼料が必要になりますので，こちらの方を整地しまして草置き場を作りたいということで，申請が上がってきております。面積的に置き場面積が 1,382 ㎡を設置するには，敷地面積 3,735 ㎡が最小限，必要であるということです。始末書がついていますが，今現在，上の方に白く一部分なっていますがそちらの方が無断で乾燥草の置き場にしてあったということで，それを始末書の方で説明しています。配置図については，写真を見ていただいて，この左側にコンテナがあって右側に乾燥草と奥にキクの圃場が見えていますけど，こちらの部分すべてを整地して，乾燥飼料の置き場にしたいということでした。審議の方よろしくお願いします。

○野村会長

何か質問ありますか。なければ許可をすることに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。賛成多数ですので，許可したいと思います。

それでは次に行きたいと思います。

議案の第９号，農地法第５条の規定による許可について。農地法第５条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

５条の許可についてですが，申請人が３名の土地の所有者から，株式会社○○が，ウナギの研究施設を作るという申請だったのですが，３名のうちの１人の方が，亡くなりまして，今まだ遺産分割協議書ができていないということで，今月の申請は取り下げるということになりました。その遺産分割協議書がそろって，それと合わせてまた改めて申請を上げるということですので，今月の議案からは，取り下げたいと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

はい。わかりました。次にいきます。

議案の第 10 号，農地中間管理の推進に関わる法律第 18 条の８条及び 19 条第３項の規定による農業。農用地利用を推進計画案に対する意見についてです。はい説明をお願いします。

○三島主査

はい。では説明させていただきます。

申請番号１番，後蘭時田○○。畑。406 ㎡。他５筆。合計６筆で 9,181 ㎡。更新の賃貸借契約で，永嶺字の○○氏から，永嶺字の○○氏への契約となります。令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間の契約となります。

申請番号２番，谷山松袋○○。畑。676 ㎡。他１筆。合計２筆で 1,328 ㎡。更新の使用貸借契約で，永嶺字の○○氏から，永嶺字の○○氏への契約となります。令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間の契約となります。

申請番号３番，手々知名池ノ下○○。畑。625 ㎡。他１筆，合計２筆で 1,222 ㎡。更新の賃貸借契約で，いちき串木野市在住の○○氏から，手々知名字の○○氏への契約となります。契約期間が令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間となります。

申請番号４番，国頭犬川○○。畑。1,690 ㎡。他３筆。合計４筆で 4,637 ㎡。相対契約が切れますので，公社での賃貸借契約となります。千葉市緑区在住の○○氏から，国頭字の○○氏への契約となります。令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日の６年間の契約となります。

申請番号５番，仁志佐木名○○。畑。1,261 ㎡。相対契約から公社の使用貸借契約となります。仁志字の○○氏から，仁志字の○○氏への契約となります。契約期間が令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間となります。

申請番号６番，和泊城当○○。畑。2,676 ㎡。他２筆。合計３筆で 8,398 ㎡，更新の賃貸借契約で，鹿児島市在住の○○氏から，和泊字の○○氏への契約となります。令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間の契約となります。

申請番号７番，永嶺阿賀礼川○○。畑。1,888 ㎡。他２筆。合計３筆で 5,497 ㎡。新規の賃貸借契約で，永嶺字の○○氏から，永嶺字の○○氏への契約となります。契約期間は令和７年８月１日から令和 12 年７月 31 日までの５年間となります。

申請番号８番，永嶺田尻○○。畑。880 ㎡。他８筆。合計９筆で 20,432 ㎡，更新の賃貸借契約で，奈良県在住の○○氏から，永嶺字の○○氏への契約となります。令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間の契約となります。

申請番号９番，永嶺宇迫当○○。畑。1,755 ㎡。他１筆。合計２筆で 2,703 ㎡。更新の使用貸借契約で，知名町在住の○○氏から，仁志字の○○氏への契約となります。契約期間は令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間です。

申請番号 10 番，国頭石川○○。畑。554 ㎡。新規の使用貸借契約で，国頭字の○○氏から，国頭字の○○氏への契約となります。令和７年８月１日から令和 17 年７月 31 日までの 10 年間の契約となります。

申請番号 11 番，国頭石川○○。畑。2,925 ㎡。他１筆。合計２筆で 5,593 ㎡。新規の賃貸借契約で，国頭字の○○氏から，国頭字の○○氏への契約となります。令和７年８月１日から令和 17 年７月 31 日までの 10 年間の契約となります。

申請番号 12 番，仁志佐木名○○。畑。4,940 ㎡。更新の賃貸借契約で，和泊字の○○氏から，仁志字の○○氏への契約となります。契約期間は令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日の６年間になります。

申請番号 13 番，仁志佐木名○○。畑。4,458 ㎡。更新の賃貸借契約で，和泊字の○○氏から，仁志字の○○氏への契約となります。契約期間は令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間です。

申請番号 14 番，根折城田原○○。畑。81 ㎡。他４筆。合計５筆で 5,499 ㎡。新規の賃貸借契約で，根折字の○○氏から，和泊字の○○氏への契約となります。契約期間は

令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間となります。

申請番号 15 番，永嶺竹俣○○。畑。2,553 ㎡。更新の賃貸借契約で，永嶺字の○○氏から，永嶺字の○○氏への契約となります。契約期間は令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間となります。

申請番号 16 番，瀬名池上○○。畑。2,108 ㎡。他２筆。合計３筆で 5,049 ㎡，更新の賃貸借契約で，大阪市在住の○○氏から，永嶺字の○○氏への契約となります。契約期間が令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間です。

申請番号 17 番，瀬名東山○○。畑。畑の部分が 1,246 ㎡。新規の賃貸借契約で，瀬名字の○○組合から，国頭字の○○氏の契約となります。契約期間が令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間となります。

申請番号 18 番，玉城字前当○○。畑。2,952 ㎡。他６筆。合計７筆で 13,385 ㎡，更新の賃貸借契約で，東京都小笠原村在住の○○氏，和字の○○氏，和泊字の○○氏，神戸市在住の○○氏から，皆川字の株式会社○○の契約となります。契約期間が令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間となります。

申請番号 19 番，永嶺エイ当○○。畑。2,995 ㎡。他１筆。合計２筆で 5,155 ㎡，更新の賃貸借契約で，永嶺字の○○氏の土地となりますが，亡くなられているので，配偶者の○○氏から，上城字の○○氏への契約となります。契約期間が令和７年８月１日から，令和 13 年７月 31 日までの６年間となります。

申請番号 20 番，皆川神窪○○。畑。1,086 ㎡。他１筆，合計２筆で 2,225 ㎡。相対契約が切れますので，公社での賃貸借契約となります。鹿児島市在住の○○氏から，皆川字の株式会社○○への契約となります。契約期間は令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間です。

申請番号 21 番，谷山当田○○。畑。1,575 ㎡。更新の賃貸借契約で，谷山字の○○氏から，谷山字の○○氏への契約となります。契約期間が令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日の６年間となります。

申請番号 22 番，国頭大蓑花○○。畑。395 ㎡。他２筆。合計３筆で 2,105 ㎡。更新の賃貸借契約で，神戸市在住の○○氏から，国頭字の○○氏への契約となります。契約期間が令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日の６年間です。

申請番号 23 番，手々知名西原○○。畑。4,411 ㎡。新規の賃貸借契約で，鹿児島市在住の○○氏から手々知名字の○○氏への契約となります。契約期間が令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間となります。

申請番号 24 番，皆川平増○○。畑。781 ㎡。他４筆。合計５筆で 17,189 ㎡。相対から公社への契約の更新で賃貸借契約です。所有者は，鹿児島市在住の○○氏ですが，亡くなられていますので，配偶者の○○氏から，皆川字の○○氏との契約になります。契約期間が令和７年８月１日から令和 13 年４月 31 日までの６年間になります。

申請番号 25 番，古里与名増○○。畑。819 ㎡。新規の賃貸借契約となります。古里字の○○氏が所有者ですが，亡くなられていますので息子さんの○○氏から，古里字の○○氏との契約になります。令和７年８月１日から令和 13 年７月 31 日までの６年間の契約となります。以上です。

農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条第３項の規定により，意見聴取が必要とされていますので，審議のほどお願いします。

○野村会長

はい。それでは１番最初に戻ってください。新規の方だけ説明を求めていきたいと思います。

私から，申請番号７番。渡し人の○○氏が農業を辞めるということで，受け人○○氏に貸したという状況です。

次は 10 番，11 番。

（東委員退席）

○今井委員
申請番号 10 番 11 番は３筆が１筆になっていまして。所有者の○○氏さんが定年退職をされて，畑をするつもりだったようなのですが，仕事をまだ続けられるということで，東委員のご主人の方に借りてくれないかという相談があったそうです。そこで，あっせん名簿の方にはご主人じゃなくて東委員の名前が載っていましたので，東委員との契約となりました。以上です。

（東委員着席）

○野村会長
次，14 番。加納委員。

○加納委員
４月の定例会も出てきていますが，渡し人の○○氏は，山田(定)委員と話した結果，別に問題はないと思いますがよろしくお願いします。

○野村会長
次，17 番。今井委員。

○今井委員
はい。受け人の○○氏は，現在 36 歳で，この畑は以前，受け人の○○氏のおじさんにあたる人が耕作していたようなのですが，今回，今年度からですかね，独立をされて，１人で頑張るということで，10 年間おじさんのもとで，農業のノウハウを学んで，今回独立するということになったようです。機械とか倉庫とかない状態ですけど，しばらくはおじさんのところでしながら，７月からは倉庫も借りられたということなので，本格的に自分の花を収穫して出荷をできるようになったというお話をされていました。現在新規就農の手続き中だということです。よろしくお願いします。

○野村会長
事務局，23 番。早川委員なにか言っていましたか？受け人の○○氏さんでしょう，問題ないと思いますね。はい。
25 番。皆吉さん。

○皆吉委員
まだ登記していませんが，渡し人の○○氏の息子は勤めていて自分では農業していませんので，受け人の○○氏は真面目にじゃがいも作っていますので，特に問題はないと思います。

○野村会長
新規の説明はこれで終わりですけど，何か質問がありますか。ないですか。なければ一括で許可を出したいと思うのですけど賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。賛成多数ですので，許可したいと思います。
それでは次にいきます。
議案の第 11 号農地のあっ旋申し出の受理及びあっ旋委員の選任について，農地移動

適正化あっせん事業実施要領第９に基づくあっせん申し出があったので，別紙のとおり提出し，併せてあっ旋委員の選任をお願いします。説明をお願いします。

○三島主査

説明いたします。40 ページです。まず，売りのあっせん申し出についてです。

整理番号１番，国頭矢放座○○。畑。2,012 ㎡。他１筆。合計２筆で 4,274 ㎡。申出者は国頭字の○○氏。希望価格は相場となっています。

整理番号２番，仁志大畠○○。畑。3,285 ㎡。ほか２筆。合計３筆で 9,409 ㎡。申出者は熊本市在住の○○氏。希望価格は相場となります。こちら１筆が抵当権有りとなっております。

続いて，41 ページです。借りたいのあっせん申し出です。

整理番号１番，土地の所在は町内。地籍面積は，10,000 ㎡。申出者は永嶺字の○○氏。希望価格は相場となります。目標にまだ足りていないようなのでどんどん借りたいということです。以上で審議のほど，よろしくお願いします。

○野村会長

はい。１番からいきたいと思います。あっせん価格はどんなもんですか？国頭。

○今井委員

地図を出してもらえますか。

（スクリーン参照）

この下の方，会の冒頭にもお話しましたがこの畑，１筆で２筆になっていまして，本人にお話をしたところ，もう１つのちっちゃい方も売りたいっていう話なのですが，それを来月の方に，またあっせんが出てくるかと思うので，その時によろしくお願いします。あっせん価格の方は，矢放座の方を○○円から○○円で，芭蕉俣の方を以前の総会で，他の方があっせん出した時に，○○円から○○円だったということなので，ここは○○円から○○円で設けたいと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

はい。今の説明でいいですか。東委員。

○東委員

はい。

○野村会長

それではあっせん価格は○○円から○○円。それでお願いします。あっせん名簿を参考にして頑張ってください。

次２番目。これはですね。亘委員から連絡がありまして，○○円から○○円のあっせん価格でいいということだったので，それでいきたいと思います。あっせんは亘委員さんと私でいきます。いいですか。何か質問ありますか。

（なしの声）

それでは次に，借りたいの。小作料はその土地を見てからといつものようにしていきたいと思います。あっせん委員は，町内ってなっていますので，全員。全部。

目指しているところは集約だけど，集約したほうがいいだろうということだけど，全体でみんながメリットですので，全体町内全部借りることはその集約に逆行するのかと

いう考え方ですね。理想は近くにいっぱい借りられた方が理想なのだけど，現実にはなかなか難しいですね。ただ借りる人はもうどこでもいいから借りたい。自分の目的，目標数値に達成したいという気持ちだと思います。申請通り全町内全部ということでいきたいと思います。よろしいですか。

（異議なしの声）

それでは議案第 11 号の承認をします。許可をしていいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。賛成多数ですので，許可したいと思います。
次にいきます。
議案の第 12 号非農地証明書の発行について，下記の者から非農地証明願を受理したので，調査員による現地調査内容の報告後に審議を求めます。説明をお願いします。

○先田局長
はい。申請者が，奄美市在住の○○氏。旦那さんが上手々知名出身の方のようです。申請地が手々知名下當○○。登記地目が畑で現況地目が雑種地となっております。面積が 153 ㎡になります。場所が，出花字から中央線を通って，元○○商店という上手々知名のお店の向かい側ですね。出花字の方から来ると倉庫が建っていて，リリーちゃんの絵が描かれている。その倉庫の左側という感じですね。今現在駐車場として使われているっていうことで半分の方はもうコンクリートを敷いてありました。理由について申請地は，昭和 50 年当時は，家庭用菜園として利用していたが，面積が小さいため，昭和 60 年ごろから，放棄農地となり，原野状態になっていた。現在は駐車場として利用している状況であるということです。写真を見ていただけたらわかると思うのですが，上の写真，左側に写っているのがリリーちゃんの絵が書いてある倉庫ですね。それと左側の家の間の，この土地になります。手前側，すいません砂利ですね。コンクリートじゃなくて，砂利をひいてあって，あっち側は，まだ少し土が見えている状態の土地になります。非農地証明の交付基準にありますが，（６）にすでに農地以外の土地になっていることが明確であるもののうち，次のすべての要件を満たしているものということで，非農地化後 20 年以上経過しているということで，これは満たしていることになります。農業振興地域の整備に関する法律に基づく，農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと。これも満たしております。農業生産力の高い農地及び土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地でないこと。また集団性のある優良農地でないこと。これらすべてに要件を満たしていると思われますので，審議の方，よろしくお願いいたします。

○野村会長
はい。ただいまの説明でどうでしたか。いいですか。許可をしてもいいですか。賛成の方の挙手をしてください。

（全員挙手）

はい。賛成多数ですので，許可したいと思います。
合意解約は各自目を通してください。
相続も報告だけです。以上です。
聞き忘れとか何かありましたらお願いします。はい事務局三島さんどうぞ。

○三島主査

最後に報告があります。４月の定例総会での公社の賃貸借契約で，１件取り下げがありましたので報告します。４月定例総会議案第３号申請番号１番の徳之島町在中の○○氏から，国頭字の○○氏への賃貸借契約ですが，契約期間と契約方法が変更となるため，一旦取り下げとさせていただきます。変更後の契約については改めて総会の方に上げさせていただきたいと思います。

あと１点ですね，こちらの事務局の事務所内に，各委員さん用のボックスを設置しましたので，そちらに書類等を入れていく形にさせていただきます。役場に寄った際など覗いていただけると助かります。また急ぎのものは，個別で連絡をさせていただきますが，見る習慣をつけていただければと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

○野村会長

はい。いいですか。

報告（３）に公有財産評価審議会委員の変更でありますけど，これはですね，町の方からは，農業委員会に３名出してくれということで，現在は私と川畑委員と局長とやっていましたけど，川畑委員が忙し過ぎるということで，今井委員に変えたといいうことの要望ですけど，どうですか。よろしいですか。

○今井委員

はい。

○野村会長

それでは，３名で頑張りたいと思います。

その他，次の総会が６月の 23 日の月曜日。午前９時からここで行います。議案の締め切りが 13 日金曜日。現地確認が 16 日月曜日。発送が 19 日木曜日となりますので，よろしくお願いします。

以上ですけど，何もなければこれで終わりたいと思います。事務局もいいですか。

はい。それで終わります。お疲れ様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和７年　　月　　日

会　　長　　・

署名委員　　・

署名委員　　・